

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第23号 宇治市都市下水路条例を廃止する条例
 (建設総務課) ... 2
- 条例第24号 宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例
 (建設総務課) ... 2
- 条例第25号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (保育支援課) ... 2
- 条例第26号 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) ... 2
- 条例第27号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) ... 2
- 条例第28号 宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 (年金医療課) ... 2
- 条例第29号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 (国民健康保険課) ... 3

規 則

- 規則第38号 宇治市都市下水路条例施行規則を廃止する規則
 (建設総務課) ... 3

告 示

- 告示第136号 指定特定相談支援事業者の事業の廃止
 (障害福祉課) ... 3
- 告示第137号 指定障害児相談支援事業者の廃止
 (障害福祉課) ... 3
- 告示第138号 指定特定相談支援事業者の指定
 (障害福祉課) ... 4
- 告示第139号 指定障害児相談支援事業者の指定
 (障害福祉課) ... 4

公 告

- 公告第65号 農用地利用集積計画 (農林茶業課) ... 4

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第26号 宇治市各投票区の投票場所 4
- 告示第27号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ 5
- 告示第28号 投票用紙の様式 5

公 平 委 員 会

- 告示第8号 職員団体の登録 5

公 営 企 業

- 告示第11号 宇治都市計画下水道の変更の縦覧 5
- 告示第12号 西宇治都市下水路の指定廃止 6

条 例

宇治市都市下水路条例を廃止する条例を、ここに公布する。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第23号

宇治市都市下水路条例を廃止する条例

宇治市都市下水路条例（昭和59年宇治市条例第45号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に廃止前の宇治市都市下水路条例の規定に基づいてした申請、許可その他の行為は、宇治市公共下水道条例（昭和59年宇治市条例第44号）の相当規定に基づいてしたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第24号

宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例

宇治市道路占用料条例（昭和49年宇治市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「軌道」を「軌道、自動運行補助施設」に改める。

附 則

この条例は、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）附則第1条本文に規定する規定の施行の日から施行する。

（揭示済）

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第25号

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第26号

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日において管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第27号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第6条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第28号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成20年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条

において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 改正後の附則第2条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第29号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金

特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 改正後の附則第3項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（揭示済）

規 則

宇治市都市下水路条例施行規則を廃止する規則を、ここに公布する。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第38号

宇治市都市下水路条例施行規則を廃止する規則

宇治市都市下水路条例施行規則（昭和59年宇治市規則第41号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第136号

指定特定相談支援事業者の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月23日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	廃止届出日	廃止年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事業所の所在地	事業所の所在地			
26312 00777	株式会社日和	サポートセンター五ヶ庄	令和2年 8月31日	令和2年 9月30日	計画相談 支援
	宇治市木幡南端11番地	宇治市木幡南端11番地			

宇治市告示第137号

指定障害児相談支援事業者の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37第2号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月23日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	廃止届出日	廃止年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事業所の所在地	事業所の所在地			
26712 00224	株式会社日和	サポートセンター五ヶ庄	令和2年 8月31日	令和2年 9月30日	障害児相 談支援
	宇治市木幡南端11番地	宇治市木幡南端11番地			

宇治市告示第138号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月23日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		
26312 01122	一般社団法人日和	サポートセンター五ヶ庄	令和2年 10月1日	計画相談支援
	宇治市木幡南端11番地	宇治市木幡南端11番地		

宇治市告示第139号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月23日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		
26712 00398	一般社団法人日和	サポートセンター五ヶ庄	令和2年 10月1日	障害児相談支援
	宇治市木幡南端11番地	宇治市木幡南端11番地		

公 告

宇治市公告第65号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年10月23日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和2年度第10-1号

令和2年度第10-2号

2 縦覧期間

令和2年10月23日以後常時

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第26号

宇治市各投票区の投票場所について

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙における宇治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

令和2年10月8日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	投票所の施設の名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙
2	宇治市立宇治中学校 多目的室	宇治市宇治矢落64番地の1
3	宇治市菟道ふれあいセンター	宇治市宇治妙楽128番地の1
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地
6	宇治市白川集会所	宇治市白川娑婆山16番地の1
7	宇治市横島集会所	宇治市横島町北内24番地の2
8	宇治市横島コミュニティセンター 大会議室	宇治市横島町大川原27番地の5
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町尻尻3番地
11	宇治市開地域福祉センター 集会所	宇治市開町44番地の13
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ヶ庄三番割27番地
15	宇治市菟道集会所	宇治市菟道河原7番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取福出23番地の4
18	宇治市笠取南部集会所	宇治市炭山直谷31番地の12
19	旦棟公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4
21	宇治市六地藏公会堂	宇治市六地藏奈良町35番地の10
22	JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあうじ) 会議室1	宇治市宇治尻尻5番地の9
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会所	宇治市小倉町南堀池107番地の1
25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
26	宇治市三室戸北集会所	宇治市菟道出口40番地の71
27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町旦棟25番地

29	宇治市立南部小学校 体育館	宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1
30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3
31	宇治市東宇治地域福祉センター 研修室	宇治市五ヶ庄折坂5番地の149
32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
36	宇治市緑ヶ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
38	宇治市立横島小学校 体育館	宇治市横島町吹前35番地
39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山21番地の1
40	宇治市西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
45	宇治市立北横島小学校 体育館	宇治市横島町本屋敷40番地の2
46	宇治市立菟道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第27号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて

令和2年12月5日執行予定の宇治市長選挙において、次の投票所を閉じる時刻を1時間繰り上げ、午後7時とします。

令和2年10月8日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

第17区投票所 (宇治市笠取集会所)

第18区投票所 (宇治市笠取南部集会所)

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第28号

投票用紙の様式について

令和2年12月5日執行予定の宇治市長選挙において用いる投票用紙の様式を次のとおり定めます。

令和2年10月8日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

点字投票

候補者氏名

(注意)

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

宇治市長選挙投票

令和2年12月6日執行



候補者氏名

(注意)

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

宇治市長選挙投票

令和2年12月6日執行



備考

- 1 投票用紙は白色、文字は黒字とする。
- 2 公印は、宇治市選挙管理委員会公印規程(昭和48年宇治市選挙管理委員会規程第2号)別表様式番号2(23mm平方)を使用し、朱色で刷り込むものとする。

(揭示済)

公平委員会

宇治市公平委員会告示第8号

令和2年9月28日付け下記職員団体の登録申請は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第53条の規定に適合することを認め、令和2年10月9日に登録したから、職員団体の登録に関する規則(昭和43年公平委員会規則第1号)第11条の規定に基づき告示する。

令和2年10月9日

宇治市公平委員会

記

職員団体名 宇治市発達相談員嘱託労働組合

(揭示済)

公営企業

宇治市上下水道事業告示第11号

宇治都市計画下水道の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

1 都市計画の種類及び名称

宇治都市計画下水道（西宇治都市下水路）

2 都市計画を定める土地の区域

宇治市伊勢田町浮面、名木二丁目、名木一丁目、蔭田、中ノ荒、新中ノ荒、ウトロ、毛語、中山及び南山、広野町新成田、成田、岩ヶ鼻、風呂垣外、西裏、東裏、一里山及び桐生谷、神明宮北、宮東及び宮西、開町並びに羽拍子町地内

3 縦覧場所

宇治市上下水道部雨水対策課

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第12号

西宇治都市下水路の指定廃止について

宇治都市計画下水道（西宇治都市下水路）を指定廃止するため、下水道法（昭和33年法律第79号）第27条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該図面を一般の縦覧に供します。

令和2年10月13日

宇治市長 山本 正

1 都市計画の種類及び名称

宇治都市計画下水道（西宇治都市下水路）

2 集水区域内の町字名

宇治市伊勢田町浮面、名木二丁目、名木一丁目、蔭田、中ノ荒、新中ノ荒、ウトロ、毛語、中山及び南山、広野町新成田、成田、岩ヶ鼻、風呂垣外、西裏、東裏、一里山及び桐生谷、神明宮北、宮東及び宮西、開町並びに羽拍子町地内

3 都市下水路の起終点及び主な経過地の町名地番

（起点）宇治市伊勢田町浮面44番地先

（終点）宇治市神明宮北109番5地先

（主な経過地の町名地番）宇治市伊勢田町名木二丁目1番1、名木一丁目1番1、新中ノ荒1番2及び南山21番10、広野町西裏1番15及び桐生谷85番1、開町13番30及び48並びに神明宮北98番1

4 縦覧期間

令和2年10月13日から同月27日まで

5 縦覧場所

宇治市上下水道部雨水対策課

(揭示済)